

教育委員会会議の概要（令和元年6月臨時会）

◆ 日 時 令和元年6月7日（金）午後6時から午後7時15分まで

◆ 場 所 教育局第1会議室

◆ 出 席 者

教 育 長	佐々木 洋	出席
委員・教育長職務代理者	吉田 利弘	出席
委 員	加藤 道代	出席
委 員	花輪 公雄	出席
委 員	中村 尚子	出席
委 員	里村 正治	出席
委 員	阿子島 佳美	出席

◆ 会議の概要

1 開 会

2 議事録署名委員の指名 加藤 委員

3 付 議 事 項

第14号議案 令和2年度使用の仙台市立義務教育諸学校教科用図書採択方針について

（教育指導課長 説明）

里村 委員 小学校と中学校の採択方針について、小学校は新しい学習指導要領、中学校は現行の学習指導要領という違いがあり、事務的には、中学校は現在使用している教科書を問題がない限り継続して使用するが、小学校はゼロから選ぶという大きな違いがある。その点が採択方針に書き込まれていないが、書くべきではないか。何年か経過したときに違いがわからなくなる。

教育指導課長 文部科学省の通知に、今回1年限り使う教科書とはなるが、詳細な調査分析を行った上できちんと議論をして決定するよう示されているので、文言としては出さずに、採択の作業を進めていただくことになる。

教 育 長 今の説明は、本日の資料に示されているのか。

教育指導課長 別冊の通知文の中に示されている。

里村 委員 一番大事なことが我々の採択する文書に入っていないという指摘である。それは、どこか別冊に入っているとか資料に入っているという答えを求めているわけではなく、採択方針に書かないことでわかりにくいという指摘である。

吉田 委員 新学習指導要領、現行の学習指導要領、その文言を明記すればいいのではないか。

里 村 委 員 準拠する学習指導要領が小学校と中学校で違うというのが、今年度のすごく大事な部分ではないか。もう少し言うと、中学校の教科書については来年度全面的に見直すので、小学校とは1年ずれているということも、依拠する学習指導要領とともに大きな違いだと思う。その点をどうして書かないのか。

教育指導課長 別冊の11ページに関連することが書いてあるが、仙台市の採択方針の記の前の部分に、こういった通知をもとに採択を行うと記しているの、これをもって具体的なことは記さなかった。

里 村 委 員 それでは後から読んだ人がわからない。

吉 田 委 員 文科省が現行学習指導要領、新学習指導要領に依拠し採択すると明記していない。

里 村 委 員 そこは文科省にも言いたい。文科省の整理の仕方に100%従うスタンスについて、少し改革をしてはどうか。

教 育 長 小学校用教科書の今年度の採択の考え方と、中学校用教科書の採択の考え方について、小学校は新学習指導要領のもとで全く新しい教科書を採択するという趣旨、中学校は現行学習指導要領に基づき、現在使用している教科書について判断をするという趣旨を明記してはいかかという発言だと思うので、見解や対応を説明していただきたい。

教育指導課長 明示することで、わかりやすくなる部分もあるので、修正することは可能である。

教 育 長 修正する際に、どの部分にどの文言を入れればいいのかという、考え方を示していただいたほうがいいのか。

吉 田 委 員 方法については、やはり明記したほうがいい。この問題は、お互いに、文科省のほうもわかったつもりなのである。それを前提でやっているが、我々が採択事務を行うということからも、明記すべきではないかと思う。

阿 子 島 委 員 文章にその違いを記載していけない理由がないのであれば、小学校は新学習指導要領に基づき選ぶ、中学校は現在の学習指導要領に基づき選ぶと記載したほうが選び方の違いがわかっていいと思う。

教 育 長 3名の委員から、特徴の部分をきちんと書き込んだ採択方針とすべきという意見があったが、皆さん、そういった考え方で記載するという事によろしいか。

異議なし

教 育 長 修正作業を行うので、その間、ほかの項目について議論をお願いします。

里 村 委 員 宮城県教育委員会の資料についての質問だが、小学校の教科用図書採択基準の1（1）に「教科の目標達成のために内容が工夫されているか」と書かれていて、中学校は「目標を的確に反映しているか」と書かれているが、なぜ小学校と中学校で表現が違うのか。

他にも小学校の採択基準の3（5）「ウェブページのアドレス等は適切に配置されているか」と書いてあって、中学校には書いていないのはなぜか。

教育指導課長 文言修正が加わった部分については県教委に確認をした。一つ一つは答えてもらえなかったが、学習指導要領が改まったことを受けて文言を修正したとの説明ももらっている。また、小学校の採択基準に記載のあるウェブページのアドレス等という文言は、新たに入った文言だが、教科書を見ていただくと、QRコードなどが今回新たなツールとして埋め込まれているので、電子教科書等の普及等に鑑みウェブページのアドレスといった文言が入ってきたと考えられる。

里 村 委 員 中学校には入っていないが、それで正しいのか。

教育指導課長 中学校については、現行の学習指導要領に基づくということと、それから現在使っている教科書をもとに採択を行っていただくことになる。現在使っている教科書にはQRコードなどは付されていない。

里村委員 理解できた。そうすると、1の(1)の違いはどうしてなのか。

教育指導課長 この部分に関しては後ほど県教委に確認をしたい。

里村委員 1(2)なども表現が違う。県教委で、小学校の担当と中学校の担当の交流がないのかと外部の者からすると想像してしまうが、違う意味があるところを違え、違える意味がないところは同じにしたらいいと思う。

教育指導課長 仙台市の観点設定に当たっては、仙台市として文言を吟味しているので、独自に検討して設定していると理解していただきたい。

中村委員 13ページの新旧対照表に、中学校の配列に関する(7)で、「教材の配列が、生徒の生活や本市の実態に広く適合できる」から「対応できる」に変わっているが、小学校では「適合できる」になっている。ここは「対応できる」に統一しないのか。

教育指導課長 これは県教委の方針を受けて異なる表現となっている。違う理由を県に確認したが、明確な答えが返ってこなかったなので、再度確認をしたいと思う。

事務局修正案配付

里村委員 今、令和元年なのに、なぜ平成20年とか平成29年が出てくるのか。要すれば、間違いはないのかもしれないが、読んでくれる人にわかりやすく説明しようという意図がないのではないかと誤解されてしまう。

教育長 告示されたのが平成なので、正しい捉え方をするとこのとおりなのだが、新たになるとか従前の学習指導要領だという点が伝わらず、読み取りにくい。

1番の小学校については、平成29年3月告示小学校学習指導要領(令和2年度実施)とすると、来年度実施される学習指導要領に基づく教科書だとつながるのではないかと。これで、1番の小学校が令和2年度実施ということで、2番の中学校と違いが出てくる。

里村委員 中学校の実施はいつなのか。

教育長 小学校と同じように平成29年3月告示だが、令和3年度実施なので、あくまでも現行の学習指導要領は平成20年3月告示のものである。

里村委員 括弧して現行と入れたらどうか。

教育長 平成20年3月告示中学校学習指導要領(現行)とするのはいい。

同じように考えると、3(1)の特別支援学校の小学部についても、学習指導要領(令和2年度実施)、(2)の中学部は2行目を学習指導要領(現行)に基づくと修正することになる。

教育指導課長 1番の小学校に関しては、令和2年度実施と丸括弧づきで書いたらわかりやすいという意見もあるが、移行期間もあるので、書くとなれば令和2年度全面実施という文言になる。2以下については「平成20年3月告示、現行中学校学習指導要領」と入れるとよりわかりやすいのではないと思う。

里村委員 先ほどのウェブの部分にはまだ至らないという説明であったが、この案に書き加えるのはまずいのか。具体的には、別紙の3枚目の表現と体裁に関することという一番下に「文章、用語、挿絵、地図、図表など」と入っているが、せっかくだから入れたらどうか。ただ、採択に当たってそこは見えてはいけないというルールがあるので、書かな

いほうが良いということなのかもしれない。

教育指導課長 QRコードなどとリンクする資料は補助教材扱いで、教科書本体ではないと文科省から言われているので、仙台市はその部分を削っている。

それから、先ほどのところだが、小学校は「平成 29 年 3 月告示、令和 2 年度全面実施の」で統一したほうが良いと思う。そのような形で文言を統一させていただきたい。

花輪委員 記の 1 からすべてに「新たに採択する」と文言がある。しかし、新たに採択するが、中学校は学習指導要領があと 1 年あるので、今まで使っている教科書の実績を十分見てやっていいと前段に書いてある。だから、わかりにくくなっているのだと思う。今のお答えで、「新たに採択する」は絶対に残しておくという観点からの修正だと理解した。私は修正案で賛成である。

里村委員 これも、小学校も中学校も「新たに採択する」と同じ言葉になっているが、中身が違う。この違いを表現できないかと私は思っていた。

教育長 「新たに採択する」という言葉は法律用語で、小学校と中学校のどちらにも適用になるため、この文言を使わざるを得ない。

私から改めて原案の修正部分を説明して、採択に移りたいと思う。

別紙の 1 枚目、1 の小学校用教科書の採択については、「令和元年度においては、平成 29 年 3 月告示、令和 2 年度全面実施の小学校学習指導要領に基づく、全て」とつながる。

2 の中学校用教科書の採択については、「令和元年度においては、「特別の教科 道徳」以外の平成 20 年 3 月告示の現行中学校学習指導要領に基づく教科書について新たに採択する」という修正。

同じように、3 (1) 小学部においても先ほどの小学校用教科書の採択、中学部においては先ほどの中学校用教科書の採択についてと同じ文言で修正を行う。

それから、資料の 2 ページ目、小学校・特別支援学校及び特別支援学級教科の配列に関すること(7)「教材の配列が、児童の生活や本市の実態に広く適合」とあるが、中学校で「対応」という言葉になっているので、「対応」に統一する。

同じように、次のページの配列に関すること、(8)(9)の「適合」を「対応」に修正し、修正案とさせていただく。

修正案のとおり決定

4 閉 会